

## 銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例について

銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例により、土地の埋立て等に対する規制が行われています。

### 1 土地の埋立て等に対する規制の内容

- 「土地の埋立て等」に使用できる土砂等は、千葉県内から発生したものであり、あらかじめ土砂等の発生場所が特定していることが必要です。
- 「土地の埋立て等」を行う場合には、土壤基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行うことが禁止され、また、土地の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な対策を行うことが義務づけられています。
- 「土地の埋立て等」とは、土砂等による土地の埋立て、盛土その他土地へのたい積をする行為であるため、宅地等の造成工事における盛土等、建設残土の一時仮置き、土砂採取後の埋め戻しなどの行為を含みます。

### 2 特定事業の許可

- 土地の埋立て等のうち、埋立て等をする区域以外の場所から採取された土砂等で埋立て等をする事業であって、その区域の面積が 500 m<sup>2</sup>以上のものを、条例では「特定事業」として、あらかじめ市長の許可が必要な行為としています。
  - 特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として行う土砂等のたい積行為についても、一時たい積特定事業として市長の許可が必要となります。
- ※ 500 m<sup>2</sup>未満の土地の埋立て等は、許可等の手続きは必要としませんが、汚染された土砂等を搬入した場合、措置命令や罰則の対象となります。

### 3 事前協議制

事業主等は、許可等の申請をする前に特定事業計画書を提出することが必要です。他の法令等の許可を必要とする特定事業については、許可の申請をする前に、関係機関と必要な手続きについて協議してください。他の法令等の許可を必要としない特定事業(採取土砂のみ、又は市内残土のみを用いるものを除く。)については、周辺住民に対し事業の説明会を開催し、事業に対する理解を得てください。

※ 他の法令等の許可を必要とするものは別表掲載

### 4 許可基準について

他の法令等の許可を必要としない特定事業の、主な許可基準は次のとおりです。

- 特定事業が 3 年以内に完了すること
- 事業区域の面積が 3,000 m<sup>2</sup>未満の場合は現場責任者を、3,000 m<sup>2</sup>以上の場合は現場事務所を設置し現場責任者を置くこと
- 事業区域内の埋立て前の表土が土壤基準に適していること

- 埋立てに使用する土砂等が安全基準に適合すること
  - ・建設汚泥を中間処理した、いわゆる改良土による埋立て等はできません。
  - ・土砂等を発生させる者（建設工事の元請業者）の証明が必要になります。
- 特定事業の完了時の土砂等のたい積の構造が、構造上の基準に適合すること
- 事業区域の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利として規則で定めるものを有する者の同意を得ていること
- 許可申請者（事業主等）が暴力団員等でないこと
  - ・銚子市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等
  - ・未成年者で、その法定代理人が暴力団員等の欠格要件に該当するもの
  - ・法人で、その役員・使用人が暴力団員等の欠格要件に該当するもの
  - ・個人で、その使用人が暴力団員等の欠格要件に該当するもの
  - ・暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 特定事業に使用される土砂等の発生場所が千葉県の区域内であり、当該発生場所が特定していること（県外土砂等による埋立禁止）

市外残土を使用する場合には、更に次の項目が必須となります。

- 周辺住民等への説明会を開催すること
- 事業区域に隣接する土地の所有者すべての同意を得ていること
- 事業区域から300m以内（事業区域の面積が10,000m<sup>2</sup>以上の場合は500m以内。）に居住する世帯主の10分の8以上の同意を得ていること

## 5 許可の手続き

事業完了までの流れは次のとおりです。

- ① 事業区域内の見やすい場所に当該許可の標識を設置します。
- ② 事業区域に境界を表示します。
- ③ 事業開始届を提出します。
- ④ 土砂等搬入届を提出します。
- ⑤ 土砂等の搬入状況について、発生場所ごとに搬入した土砂を記録した土砂管理台帳を添付して1月ごとに報告します。
- ⑥ 2月ごとに搬入した土砂の地質検査を行い、その結果を報告します。
- ⑦ 事業が完成する2月前までに特定事業完了事前届を提出します。
- ⑧ 特定事業完了届を提出し、市が事業完了について確認します。
- ⑨ 市に提出した書類や図面等は5年間保存します。

## 6 土地所有者の皆さんへ

土砂等の埋立て等のために、所有地を貸したりするなど土地を提供するときには、事業者から十分な説明を受けてください。不適正な土砂等の埋立て等が行われた場合、土地所有者も措置命令や罰則の対象となることもあります。

## 事前協議及び許可申請に必要な書類（他の法令等の許可を必要としない特定事業）

### 1 事前協議に必要な書類

- (1) 特定事業計画書
- (2) 特定事業区域の土地の登記事項証明書
- (3) 特定事業区域及びその周辺の土地に係る公図の写しで、特定事業区域に隣接する土地の所有者の氏名又は名称及び住所を記したもの
- (4) 特定事業区域の位置図
- (5) 土砂等の搬入計画
- (6) 特定事業区域の現況平面図及び断面図
- (7) 特定事業区域の計画平面図及び断面図
- (8) 土量計算書
- (9) 特定事業区域の表土の地質の状況(表土と特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造)を記載した書面
- (10) 住民説明会の計画書(採取土砂のみ、又は市内残土のみを用いる特定事業を除く。)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

### 2 許可申請に必要な書類

- (1) 次に掲げる事項を記載した申請書
  - ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - ・特定事業区域の位置及び面積
  - ・現場事務所(土砂等の搬入(一時たい積特定事業の場合にあっては、搬入及び搬出)を管理するための事務所をいう。以下同じ。)その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名
  - ・特定事業に使用する土砂等の量
  - ・特定事業の期間
  - ・特定事業に使用する土砂等の搬入計画に関する事項
  - ・特定事業を行っている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
  - ・特定事業を行っている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
  - ・前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- (2) 特定事業事前協議済み通知書
- (3) 事業主等の住民票の写し(事業主等が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
- (4) 事業主等が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
- (5) 特定事業区域の位置図及び付近の見取図

- (6) 特定事業区域の求積図
- (7) 特定事業区域の平面図及び断面図(特定事業の施行の前後の構造が確認できるものに限る。)
- (8) 特定事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (9) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (10) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図
- (11) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (12) 特定事業の施工の方法及び工程、施行に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
- (13) 特定事業区域の排水計画図
- (14) 特定事業に使用する土砂等の搬入経路図
- (15) 農地転用が必要な場合にあっては、許可指令書の写し又は受理通知書の写し
- (16) 埋蔵文化財所在の有無に関する書類
- (17) 特定事業区域内に道路又は水路がある場合にあっては、占用許可書等の写し
- (18) 現場責任者であることを証する書類及び当該者が本人であることを確認することができる書類
- (19) 説明会の結果を記載した住民説明会報告書（採取土砂のみ、又は市内残土のみを用いる特定事業を除く。）
- (20) 特定事業の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利として規則で定めるものを有する者の同意書（地上権者等同意書）
- (21) 隣接土地所有者同意書及び周辺住民同意書（採取土砂のみ、又は市内残土のみを用いる特定事業を除く。）
- (22) 事業主等のうち事業者と施行者が異なる場合にあっては、土地の埋立て等に係る請負契約書の写し
- (23) 事業主等（事業主等が未成年者である場合にあっては、事業主等及びその法定代理人）の誓約書
- (24) 事業主等が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときには、これらの者の住民票の写し
- (25) 事業主等に銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則第9条の2に規定する使用者がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- (26) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

## 別表 他の法令等の許可を必要とするもの

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 29 条第 7 項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 2 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)に基づく土地改良事業
- 3 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和 25 年法律第 137 号)第 39 条第 1 項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 4 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 37 条第 1 項の規定による港湾区域内又は港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 5 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可を要する開発行為並びに同法第 34 条第 2 項及び第 44 条において準用する同法第 34 条第 2 項の規定による保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 6 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 24 条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第 32 条第 1 項の規定による道路の占用の許可及び同法第 91 条第 1 項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 7 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)に基づく土地区画整理事業及び同法第 76 条第 1 項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 8 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 6 条第 1 項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 9 海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 10 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 20 条第 3 項の規定による特別地域内及び同法第 21 条第 3 項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 11 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 18 条第 1 項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 12 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 8 条第 1 項の規定による許可を要する宅地造成に関する工事
- 13 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 24 条の規定による河川区域内の土地の占用の許可並びに同法第 27 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 57 条第 1 項及び第 58 条の 4 第 1 項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 14 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定による許可を要する開発行為
- 15 都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)に基づく市街地再開発事業及び同法第 66 条第 1 項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 16 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 17 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 15 条の 2 第 1 項の規定による農用地区域内における許可を要する行為

- 18 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 14 条第 1 項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 19 生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)第 8 条第 1 項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 20 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和 50 年法律第 67 号)に基づく住宅街区整備事業並びに同法第 7 条第 1 項及び第 67 条第 1 項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 21 千葉県立自然公園条例(昭和 35 年千葉県条例第 15 号)第 19 条第 1 項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 22 宅地開発事業の基準に関する条例(昭和 44 年千葉県条例第 50 号)第 7 条第 1 項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 23 千葉県自然環境保全条例(昭和 48 年千葉県条例第 1 号)第 9 条第 4 項の規定による特別地区内における許可を要する行為
- 24 千葉県港湾管理条例(昭和 51 年千葉県条例第 45 号)第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為
- 25 千葉県砂防指定地における行為の禁止及び制限に関する条例(平成 15 年千葉県条例第 6 号)第 3 条の規定による砂防指定地における許可を要する行為
- 26 千葉県風致地区条例(昭和 45 年千葉県条例第 6 号)第 2 条第 1 項の規定による風致地区内における許可を要する行為(平成 26 年 3 月 31 日までに限る。)

## 土地埋立の規制体系

